

所沢市告示第230号

一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6年 4月15日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 入札対象工事

工 事 名 所沢市庁舎基幹設備改修工事

工 事 場 所 所沢市並木一丁目1番地の1

設 計 金 額 金5,553,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

工 期 契約締結日から令和9年3月15日まで

業 種 名 管工事業

そ の 他 本工事は、所沢市建築工事における週休2日制モデル工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

2 入札保証金

免除とする。

3 契約保証金

請負代金額の100分の10以上

4 調査基準価格

所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に規定する調査基準価格を設ける。

5 失格基準価格

所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に規定する失格基準価格を設ける。

6 契約の時期

この工事の契約については、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の定めるところにより議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後にこ

れを本契約とする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、所沢市は一切の責任を負わない。

7 入札手続等の方法

この入札は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)における「一般競争入札(ダイレクト入札)」により行う。

8 入札に参加できる者の形態・資格

3者による特定建設工事共同企業体(自主結成)とする。ただし、複数の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。また、事業協同組合と組合員が同一の特定建設工事共同企業体の構成員として、本工事の入札に参加することもできないものとする。

出資比率の最小限度基準は、20パーセント以上とする。

共同企業体の構成員に関する共通要件

次のアからコをすべて満たす者

ア 本工事の入札に係る告示の日において、「令和5・6年度所沢市競争入札参加資格者名簿(建設工事)」(以下、「資格者名簿」という。)に、当該業種が登録されている者。

イ 本工事の入札に係る告示の日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部または一部について、法令で適用が除外されている者を除く。

ウ 本工事の入札に係る告示の日から開札日までの期間に、「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止の措置及び「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

キ 当該業種について、本工事の入札参加の申込みをした日から開札日までの期間において有効である建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

ク 本工事に対応する建設業法に規定された資格を有する者を、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として施工現場に配置することができる者。

請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、専任で配置しなければならない。また、下請契約の総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合は、監理技術者を配置することとするが、設計金額が1億5,000万円未満である場合は、監理技術者に代え特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することができる。

なお、専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に受注者と恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

ケ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は認めない。

コ 電子入札システムの利用者登録が完了している者。

代表構成員の要件

次のアからウのいずれかを満たす者

ア 資格者名簿に登録された本店を所沢市内に有し、令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査時におけるその本店の当該業種の格付点数が750点以上であり、当該業種において、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 資格者名簿に登録された支店・営業所等を所沢市内に有し、令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査時におけるその事業所の当該業種の格付点数が900点以上であり、当該業種において、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 資格者名簿に登録された本店または支店・営業所等を埼玉県内に有し、令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格審査時におけるその事業所の当該業種の格付点数が1100点以上であり、当該業種において、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

代表構成員以外の構成員の要件

資格者名簿に登録された本店を所沢市内に有し、令和5・6年度建設工事等

競争入札参加資格審査時におけるその本店の当該業種の格付点数が700点以上である者。

なお、構成員の内1業者以上は当該業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

9 下請負人等の選定

下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を所沢市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

10 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

なお、システムの利用にあたっては、特定建設工事共同企業体の代表構成員が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用すること。

また、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する際は、特定JV欄にチェックし、企業体名称欄は特定建設工事共同企業体の名称を必ず入力すること。

提出期間

令和 6年 4月15日（月）午前9時00分から

令和 6年 5月21日（火）午後4時00分まで

11 特定建設工事共同企業体結成報告書の提出

特定建設工事共同企業体を結成した者は、特定建設工事共同企業体結成報告書（様式第3号）を所沢市総務部契約課へ提出する。

なお、提出は代表構成員が行うこと。

提出期間

令和 6年 4月15日（月）午前9時00分から

令和 6年 5月15日（水）午後4時00分まで

12 現場説明会

開催しない。

13 設計図書等及び質疑回答

公開方法

現場説明書については情報公開システムに掲載し、設計図面、仕様書及びその他必要な書類（以下「設計図書等」という。）についてはCD-Rによる貸

出しとする。

貸出しの回数は入札参加希望者1者につき1回とする。

貸出しにあたっては、情報公開システムに掲載する次の書類を持参すること。

ア 借用書

イ 委任状（代表者以外の代理者が受取る場合）

ウ 本人であることが確認できるもの（免許証、社員証等）

貸出しの場所及び日時等の詳細については、現場説明書に記載の通りとする。

貸出しを受けた設計図書等（CD-R）は、開札日以降速やかに持参により返却すること。

設計図書等に関する質疑

質疑方法 現場説明書記載の通り。

14 入札方法等

次の入札書類を電子入札システムにより提出すること。

ア 入札書

イ 入札金額見積内訳書（様式は情報公開システムに掲示する。）

入札書提出期間

令和 6年 5月22日（水）午前9時00分から

令和 6年 5月23日（木）午後4時00分まで

入札参加者は、所沢市契約規則、所沢市建設工事請負契約約款、所沢市競争入札参加者心得、所沢市電子入札運用基準、所沢市建設工事一般競争入札運用基準、所沢市発注工事における特例監理技術者等の配置に係る要領、建設工事の入札参加及び施工における注意事項、建設工事等における入札金額見積内訳書の取扱いについて、所沢市特定建設工事共同企業体取扱要綱、設計図書及び現場等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。なお、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とするものとする。

やむを得ない事由がある場合を除き、紙入札は認めない。

15 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

低価格入札者が低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しない者

失格基準価格未満の価格をもって入札した者

16 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

当該一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

入札に際して連合等による不正行為があった入札

他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札

郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札

入札金額見積内訳書の提出のない入札

その他入札に関する条件に違反した入札

17 開札等

開札日時 令和 6年 5月24日(金)午前9時00分

18 支払条件

支払年度 令和6・7・8年度

前金払

請負代金額が130万円以上の場合において、請負代金額(継続費に基づく契約にあっては年割額)の10分の4以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てとする。

中間前金払

あり(中間前金払を選択した場合に限る。年割額の10分の2以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てとする。)

部分払

2回以内。(部分払を選択した場合に限る。ただし、中間前金払を選択した場合であっても、各年度末における部分払については受けることができるものとする。)

19 落札者の決定方法

開札において、市の予定価格以下で、失格基準価格以上の有効な最低価格をもって入札をした者を落札候補者(以下「落札候補者」という。)とする。

において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。

落札候補者は、入札参加資格の確認のため、落札候補者として決定された日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日等」という。))を除く。)以内に下記に示す書類を、所沢市総務部契約課へ提出しなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 主任(監理)技術者経歴書(配置予定の者)

ウ 合格証明書等の写し(実務経験による技術者の場合は不要)または監理技術者証及び監理技術者講習修了証の写し

エ 最新の有効な経営事項審査結果通知書の写し(構成員それぞれ提出する

ものとする。)

オ 建設業許可申請書添付書類の全ての営業所及び業種の「専任技術者証明書(様式第八号)の写し」及び「専任技術者一覧表(別紙四)の写し」(構成員それぞれ提出するものとする。)

カ 委任状(様式第2号)

キ 特定建設工事共同企業体協定書

落札候補者が提出期限内に、に定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、または落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

20 落札者の決定

落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認は行わない。

落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。

落札候補者に対しての入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類の提出期限の翌日から起算して3日以内(休日等を除く)に連絡する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りでない。

入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、当該落札候補者にはその理由を付してこれを通知する。

調査基準価格を定めている場合において、落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であるときには、あわせて所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に基づく調査を行い落札者を決定する。

開札後、落札者を決定するまでの間に、当該落札候補者が「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合はその者を落札者とせず、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。

21 再入札

初度の入札において落札候補者がいないときは再度入札を行う。この場合の日時は電子入札システムにより通知する。

再度の入札で落札候補者がいないときは、2回目の入札において最低の価格及び次位の価格を提示した者により見積合わせを2回まで行い、市の予定価格以下で、有効な最低価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

2回の見積合わせを行っても市の予定価格に達しない場合は、原則として不

調とする。

22 入札結果等の公表

情報公開システムにおいて、落札者が決定した時点で入札結果等を公表する。

23 その他

入札参加者は入札後、この公告、所沢市契約規則、所沢市建設工事請負契約約款、所沢市競争入札参加者心得、所沢市電子入札運用基準、所沢市建設工事一般競争入札運用基準、所沢市発注工事における特例監理技術者等の配置に係る要領、建設工事の入札参加及び施工における注意事項、建設工事等における入札金額見積内訳書の取扱いについて、所沢市特定建設工事共同企業体取扱要綱、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

提出された確認申請書類は返却しない。

入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

その他不明な事項は、すべて市の指示に従うこと。

問い合わせ先

告示の内容	総務部契約課 電話 04 - 2998 - 9058 (直通)
工事の内容	建設部営繕課 電話 04 - 2998 - 9176 (直通)